磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を 図るために必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び良好な生 活環境の保全を図るとともに、再生可能エネルギーの適正な導入を通じて 地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 再生可能エネルギー 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第2条第4項に規 定する太陽光及び風力をいう。
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備 (送電に係る電柱等を除く。)をいう。
 - (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置(造成工事(木竹の伐採、切土、盛土等をいう。)を含む。)し、発電を行うことをいう。
 - (4) 事業者 事業を計画し、これを実施する者をいう。
 - (5) 事業区域 事業を行う一団の土地 (継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
 - (6) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物を所有し、若しくは 使用する者をいう。
 - (7) 地元自治会 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2 第1項に規定する地縁による団体であって、その区域に事業区域を含む 自治会及び規則で定める隣接する自治会をいう。
 - (8) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。 (市の責務)
- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、適正かつ円滑な運用を図る

よう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものと する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業により、自然環境を損ない、又は災害若しくは生活 環境への被害等が発生することのないよう、関係法令及びこの条例を遵守 しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境を損ない、又は災害若しく は生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理 しなければならない。

(適用事業)

- 第7条 この条例を適用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 太陽光 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業
 - (2) 風力 発電出力が100キロワット以上の事業
- 2 前項の規定にかかわらず、建築基準法(昭和25年法律第201号)第 2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設 備を設置するものについては、適用しない。

(近隣関係者等への説明の実施)

- 第8条 事業者は、事業を実施しようとするときは、第10条第1項の規定による事業の届出を行う前に、近隣関係者及び地元自治会の区域に居住する者(以下「近隣関係者等」という。)に対し、当該事業計画について説明する機会を設けなければならない。
- 2 事業者は、当該事業計画を説明する機会に当たっては、近隣関係者等の 理解が得られるよう努めなければならない。

(地元自治会との協定の締結)

第9条 事業者は、事業を実施しようとするときは、第10条第1項の規定による事業の届出を行う前に、地元自治会と発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定を締結しなければならない。

2 事業者が地元自治会と協定を締結した後、事業者の遂行する計画の内容 に変更が生じるときは、協定を締結した地元自治会と協議を行い、必要に 応じて協定の変更を行わなければならない。

(事業の届出)

- 第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 事業の着手予定年月日
 - (3) 事業区域の所在地、面積及び事業計画
 - (4) 近隣関係者等への説明に係る報告書
 - (5) 地元自治会との協定書の写し
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、 速やかにその変更に係る内容を市長に届け出なければならない。

(同意)

- 第11条 事業者は、事業を実施しようとするとき、又は実施している事業 を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。
- 2 市長は、事業者の手続が適切であって、事業計画が自然環境及び生活環境の保全上支障がないと認めるときは、事業について同意するものとする。 (維持管理及び報告)
- 第12条 事業者は、保守点検等の計画に基づき適切に管理を行うとともに、 異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。
- 2 事業者は、自然災害又は人為災害により、事業区域及びその周辺に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を 講ずるとともに、市長に報告しなければならない。
- 3 前項に規定する場合のほか、事業区域の周辺地域の生活環境に影響を及 ぼすおそれがあると認めるときは、市長は、再生可能エネルギー発電設備 の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

(事業の廃止)

第13条 事業者は、事業を廃止する場合は、当該事業を廃止しようとする 日の30日前までに、市長にその旨を届け出るとともに、事業により設置 した設備を関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して 報告書の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせて調査を行うこと ができる。

(指導、助言及び勧告)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告を行うことができる。
 - (1) 第10条の規定による届出をせず、虚偽の届出をし、又は市長の同意を得ずに事業に着手したとき。
 - (2) 第12条の規定による報告をせず、又は報告をしてもなお、適切な対策を講じなかったとき。
 - (3) 第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし、事業により 設置した設備を適正に処分しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく立入調査を拒否したとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため、 市長が必要と認めるとき。

(公表)

- 第16条 市長は、前条の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従 わないときは、事業者の名称及び所在地並びに当該勧告内容を公表するこ とができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国への報告)

第17条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、当該公表内容及 び公表の事実を国へ報告するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年6月1日(次項において「施行日」という。)から施行し、同日以後に着手する事業について適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第11条第1項の規定による同意を得ようとするものは、施行日前においても、第10条の規定の例により、必要な行為をすることができる。